

# 社会保険

# いばらき

# 12

## 標準報酬月額の特例改定の延長について

- 2020 December ●「医療費のお知らせ」をお送りいたします  
NO. 509 ●始めませんか？健康経営  
●令和3年1月の出張年金相談



だるま作り（撮影：ひたちなか市）：日本写真家協会 藤井 正夫

職場内で回覧しましょう

## 日本年金機構からのお知らせ

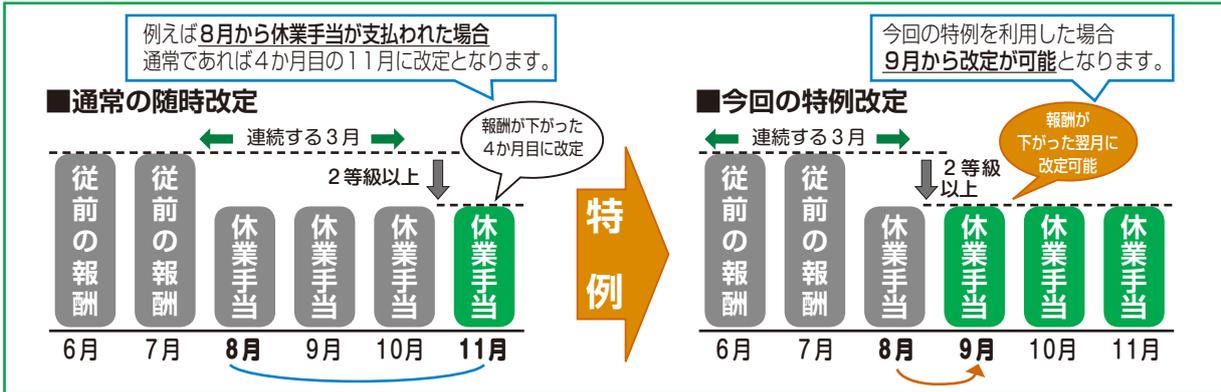
# 【事業主の皆さまへ】新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業で著しく報酬が下がった場合における標準報酬月額の特例改定の延長等のご案内

### 1. 標準報酬月額の特例改定について

令和2年4月から7月までの間に新型コロナウイルス感染症の影響による休業により報酬が著しく下がった方について、事業主からの届出により、健康保険・厚生年金保険料の標準報酬月額を、通常の随時改定(4か月目に改定)によらず、特例により翌月から改定を可能としているところですが、今般、令和2年8月から12月までの間に新型コロナウイルス感染症の影響による休業に伴い報酬が急減した方や、令和2年4月または5月に休業により著しく報酬が下がり特例改定を受けている方についても、特例措置が講じられることとなりました。

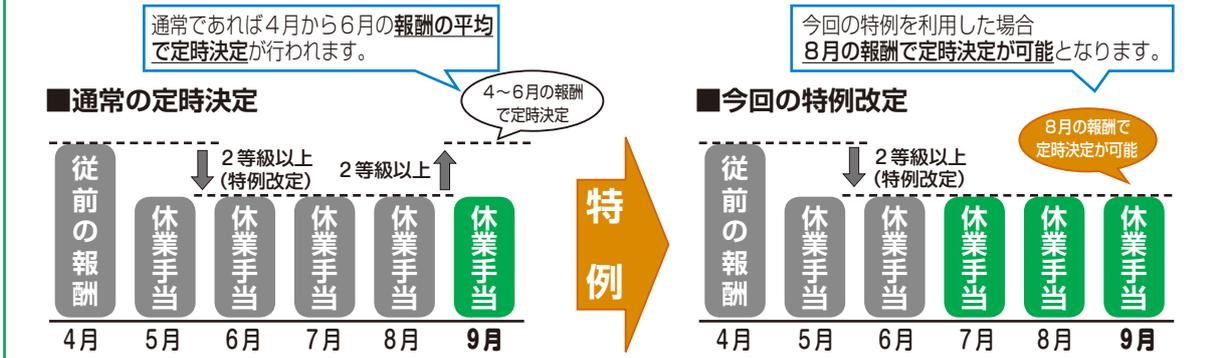
#### (1) 令和2年8月から12月までの間に新たに休業により報酬が著しく下がった方の特例(急減月の翌月を改定月として標準報酬月額を改定)

- 次のアからウのすべてに該当する方が対象となります。
- ア. 新型コロナウイルス感染症の影響による休業があったことにより、令和2年8月から12月までの間に、報酬が著しく下がった月が生じた方
- イ. 著しく報酬が下がった月に支払われた報酬の総額(1か月分)が、既に設定されている標準報酬月額に比べて2等級以上下がった方(固定的賃金の変動がない場合も対象となります)
- ウ. 本特例措置による改定内容に本人が書面により同意している



#### (2) 令和2年4月または5月に休業により著しく報酬が下がり特例改定を受けている方の特例(8月の報酬の総額を基礎として算定した標準報酬月額により、定時決定の保険者算定として決定)

- 次のアからウのすべてに該当する方が対象となります。
- ア. 新型コロナウイルス感染症の影響による休業があったことにより、令和2年4月または5月に報酬が著しく下がり、5月または6月に特例改定を受けた方
- イ. 8月に支払われた報酬の総額(1か月分)が、9月の定時決定で決定された標準報酬月額に比べて2等級以上下がった方
- ウ. 本特例改定による改定内容に本人が書面により同意している



#### 留意事項

固定的賃金(基本給、日給等単価等)の変動がない場合も、特例改定の対象となります。報酬が支払われていない場合でも、特例改定の対象となります。その場合、実際の給与支給額に基づき標準報酬

月額を改定・決定することとなり、報酬が支払われていない場合は、最低の標準報酬月額（健康保険は5.8万円、厚生年金保険は8.8万円）として改定・決定することとなります。

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金を受ける場合でも、特例改定の対象となります。その場合、休業支援金は給与支給額に含みません。

新型コロナウイルス感染症の影響で事業主から休業命令や自宅待機指示などによって休業となった場合は、休業した日に報酬が支払われなくても、給与計算の基礎日数として取り扱います。

上記(1)の特例については、休業のあった月とその前2か月のいずれか1月でも17日未満（特定適用事業所等の短時間労働者は11日未満）の場合、対象となりません。

届出に当たっては、被保険者本人の十分な理解に基づく事前の同意が必要となります。（改定後の標準報酬月額に基づき、傷病手当金、出産手当金及び年金の額が算出されることへの同意を含みます。）

同一の方が本特例改定の届出を複数回行うことや、届出後に取下げ・変更を行うことはできません。（4～7月に休業により報酬が著しく下がり特例改定を受けた方が、上記(1)(2)の特例改定を受けることはできます。）

## 2. 申請手続

月額変更届（特例改定用）に申立書を添付し、管轄の年金事務所へ郵送してください。（窓口で直接受け付けることも可能です。）

※通常の月額変更届・算定基礎届と提出先が異なりますので、**事務センターへ郵送しないようご注意ください。**

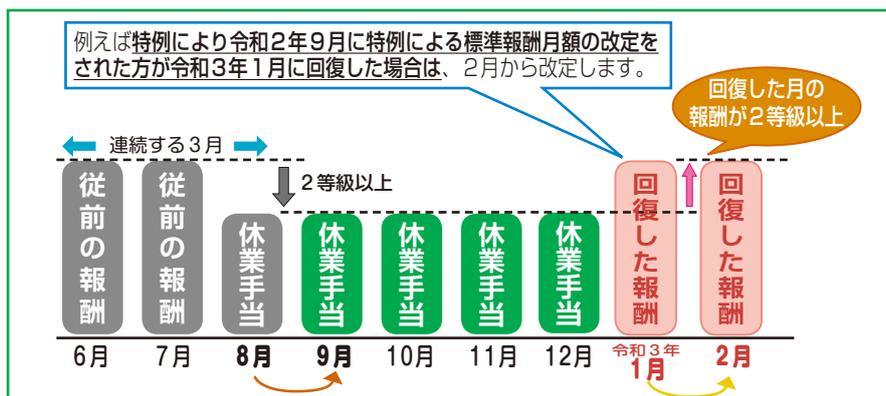
※通常の月額変更届と様式が異なりますので、ご注意ください。

※**令和3年2月末までに届出があったものが対象**となります。それまでの間はさかのぼって届出が可能です。給与事務の複雑化や年末調整等への影響を最小限とするため、改定をしようとする場合は、できるだけ速やかに届出をお願いします。

※電子証明書を利用した「e-Gov」からの電子申請は、「健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額変更届（特例）／厚生年金保険70歳以上被用者月額変更届（特例）電子申請用送付書」を選択し、以下の月額変更届（特例）及び申立書をPDFまたはJPEG形式のファイルで電子添付して申請してください。

## 3. 休業が回復した場合について

上記1.(1)(2)により特例改定を受けた方は、休業が回復した月に受けた報酬の総額を基にした標準報酬月額が、特例改定により決定した標準報酬月額と比較して**2等級以上上がった場合**、その翌月から標準報酬月額を改定することとなりますので、月額変更届の提出が必要です。（令和3年8月の随時改定までの取り扱いとなります。）



※固定的賃金の変動の有無にかかわらず、必ず月額変更届の提出を行ってください。

※令和2年4月から7月までの間に休業により報酬が著しく下がった方についても、令和3年1月末まで申請を受け付けています。制度の詳しい内容及び申請の手続きについては、日本年金機構のホームページをご覧ください。

標準報酬月額の特例改定延長に関するお問い合わせは、下記年金加入者ダイヤルへお気軽にご相談下さい。

### 事業所、厚生年金加入者向け

**0570-007-123** (ナビダイヤル)

050で始まる電話でおかけになる場合は  
 (東京) **03-6837-2913** (一般電話)

受付時間：月曜日から金曜日 午前8時30分から午後7時  
 第2土曜日 午前9時30分から午後4時

※祝日（第2土曜日を除く）、12月29日から1月3日はご利用いただけません。

協会けんぽ茨城支部からのお知らせ

## 「医療費のお知らせ」をお送りいたします

協会けんぽでは、加入者の皆様にご自身の治療等にかかった医療費などを記載した「医療費のお知らせ」を年に1回お届けしています。

### お知らせをする対象期間

令和元年10月～令和2年9月診療分

### 送付時期と送付先

令和3年1月中旬～1月下旬に事業所様宛に送付いたします。  
開封せず、従業員様へお渡しをお願いします。



### 「医療費のお知らせ」は医療費控除の申告手続きに使用可能です。

「医療費のお知らせ」を添付すると、明細の記入を省略できます。

※ただし、医療費のお知らせに記載されていない医療費分（令和2年10月～12月診療分）については、医療機関等からの領収書に基づいて、国税庁のホームページより“医療費控除の明細書”を作成し、確定申告に添付してください。

○確定申告（医療費控除）に関しては国税庁のホームページ又は管轄の税務署にてご確認ください。

申請書の作成は、[国税庁ホームページの「確定申告等作成コーナー」](#)が大変便利です。

※画面の案内に従って金額などを入力するだけで申告書が作成でき、自動計算なので計算誤りもありません。  
詳しくは、国税庁のホームページをご確認ください。

○「医療費のお知らせ」に関しては協会けんぽへお問い合わせください。

## よくあるご質問

**Q1** 直接被保険者あてではなく、事業所に送付するのはなぜか。

**A** 保険証や従来の医療費のお知らせなどと同様に、費用等を考慮して、事業所様へ一括してお送りしており、各事業所様に、被保険者様への配付をお願いしております。

**Q2** 医療費のお知らせが届いていない従業員がいるのはなぜか。

**A** 医療費のお知らせは、主に**令和元年10月から令和2年9月まで**の間に医療機関へ受診された分が記載されていますが、対象期間中に未受診であったり、お知らせの対象とはならない受診（レセプトの内容を審査中など）等については作成されません。医療費のお知らせは、対象期間中のすべての受診について記載されているものではありませんので、ご理解をお願いいたします。

**Q3** 退職した従業員の医療費のお知らせが届いているのはなぜか。

**A** 医療費のお知らせは、データ抽出日（**令和2年12月上旬**）の記録に基づき作成しておりますので、その後、退職等の入力処理が行われた分は送付されることとなります。恐れ入りますが、**同封の返信用封筒にて当支部までご返送をお願いいたします。**

**Q4** 診療内容について詳しく教えてほしい。

**A** 診療内容については一切お答えができません。病名や処置、薬剤名などの診療内容につきましては、受診された医療機関や薬局などにお尋ねください。

【「医療費のお知らせ」に関するお問い合わせ先 レセプトグループ ☎029-303-1583】

12月22日は「ジェネリック医薬品の日」です

ジェネリック医薬品に関することは、協会けんぽホームページをご覧ください。

## 始めませんか？健康経営

協会けんぽ茨城支部では、健康経営に取り組む事業所を「健康づくり推進事業所」として認定し、企業の健康づくりをサポートしています。令和2年10月22日時点で638事業所に宣言をいただいています。

### ? 健康経営とは

経営者が従業員の健康を重要な経営資源として捉え、健康増進に積極的に取り組む企業経営スタイルのことです。従業員の健康こそ、会社の資産です！何から取り組めばいいかわからない、そんな事業所様は協会けんぽの「健康づくり推進事業所」に宣言することから始めましょう！

#### ステップ①

「健康づくり推進宣言書」を宣言！  
協会けんぽへ郵送またはFAXでご提出ください。

#### ステップ②

協会けんぽから貴社へヒアリング！  
「健康経営取組みチェックシート」を作成します。

#### ステップ③

フィードバック・カルテの交付！  
評価結果と認定証を送付します。

※宣言書は協会けんぽ茨城支部のホームページからダウンロードいただくか、お電話にてご郵送いたします。

### ! 協会けんぽ茨城支部が貴社の健康な職場づくりをサポートします

#### 《取り組み状況チェックシートの作成》



健康経営の取組み状況が一目で分かります！

#### 《健康づくり推進事業所認定証を贈呈》

健康経営を社内外にアピール！  
事業所健康度カルテも送付します。  
※こちらのカルテは健診結果データが10名以上ある事業所様에만送付。

#### 《金融機関の金利優遇》

評価結果に応じて金融機関（筑波銀行・常陽銀行）の金利優遇が受けられます！

#### 《スモールステッカーの贈呈》

ステッカーを貼って従業員の皆様や関係者等へ健康経営の取組みをアピール！



#### 《健康測定器の無料レンタル》

血管年齢測定器・骨健康度測定器を無料で貸し出し！

申込方法：協会けんぽ茨城支部のホームページから申込書を印刷いただき、FAXにてお申込みください。※定員は100社（先着順）

#### 《無料の出前健康講座》

- ・健康セミナー
- ・お口の健口教室
- ・お薬と健康教室

申込方法：協会けんぽ茨城支部のホームページから申込書を印刷いただき、FAXにてお申込みください。※定員は100社（先着順）

## メルマガ会員募集！

協会けんぽ茨城支部では、毎月1回季節ごとの健康情報や健康保険制度に関する情報、イベント情報などをいち早くお届けするため、メールマガジンを配信しています。

#### お役立ち情報満載

- ・法律改正等の最新情報
- ・保険給付のお手続き方法
- ・健康づくりの役立つ情報等

#### かんたん登録

パソコンやスマートフォン、タブレットパソコンのEメールアドレスをお持ちの方であれば、かんたんに登録できます。

#### 利用料無料

協会けんぽの加入者様だけでなく、どなたでも無料（通信費除く）でご利用できます。

#### メールマガジンを登録するには…

協会けんぽ茨城支部のメールマガジンは、協会けんぽ茨城支部ホームページよりご登録いただけます。



全国健康保険協会 茨城支部

協会けんぽ

〒310-8502 水戸市南町3-4-57 水戸セントラルビル

協会けんぽ 茨城

検索

http://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/ibaraki/  
発行/企画総務グループ ☎029-303-1580

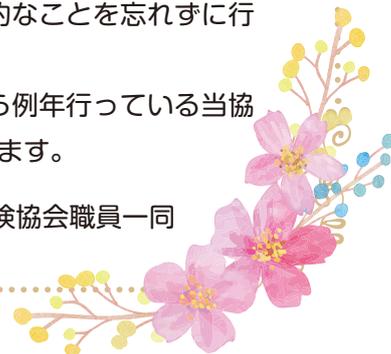
今年も茨城県社会保険協会の事業運営にご協力をいただき、ありがとうございました。

今年も残すところあと1か月となりました。今年は新型コロナウイルス感染症の影響で、皆さまの職場や地域も非常に厳しい状況に置かれた1年だったのではないのでしょうか。

当協会の事業も例年行っていた健康づくり散策ツアーや室内楽の夕べ（下館支部管内）等の行事が中止となり、各契約施設の利用状況も例年と比べ、大きく減少いたしました。毎年楽しみにされていた方々は残念だったと思います。新型コロナウイルス感染症は一時終息に向かいつつあるかと思われましたが、寒くなるにつれてまた感染が拡大してきました。これからは風邪やインフルエンザが流行してくる季節でもあり、皆さま一人一人の対策が大切になっていきます。マスクの着用、3密を避ける、うがいや手洗い（手の消毒）、職場や家庭での換気など、新型コロナウイルス感染症やインフルエンザの予防に基本的なことを忘れずに行いましょう。

来年もしばらくは対策が必要になると思われますが、状況を見ながら例年行っている当協会事業を順次実施していく所存ですので、来年もよろしくお願いたします。

一般財団法人茨城県社会保険協会職員一同



## 出張年金相談のお知らせ

年金事務所による令和3年1月の出張年金相談の日時・会場は下記のとおりです。なお、相談にはどの会場も**事前の予約が必要**です。事前に該当の年金事務所へお電話のうえ、ご予約をお願いします。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、一部の相談会場では規模を縮小したり、急きよ中止となる場合もありますので、あらかじめご了承ください。

### 1月の出張年金相談

年金事務所 予約先電話番号	日 時	会 場
<b>水戸北年金事務所</b> 029 (231) 2283	7日 (木) 10:00～15:00	常陸太田市役所
	12日 (火) 10:00～14:00	大子町役場
<b>水戸南年金事務所</b> 029 (227) 3278	14日 (木) 10:00～14:30	鹿嶋市商工会本所
	26日 (火) 10:30～14:30	神栖市商工会波崎支所
<b>土浦年金事務所</b> 029 (825) 1170	7日 (木) 10:00～15:00	取手市商工会館
	22日 (金) 10:00～15:00	龍ヶ崎市地域福祉会館
<b>下館年金事務所</b> 0296 (25) 0829	14日 (木) 10:00～14:00	常総市商工会水海道事務所
	20日 (水) 10:00～14:30	古河商工会議所
<b>日立年金事務所</b> 0294 (24) 2193	19日 (火) 10:00～14:00	高萩市役所

※相談を受ける際には、運転免許証や住民基本台帳カードなどの顔写真付きの身分証明書をご持参ください。お持ちでない場合には、年金手帳または年金証書、健康保険証及び預金通帳など本人であることが確認できる書類を2つ以上提示していただきます。また、本人以外の方が相談される場合は委任状等が必要になりますので、事前に各年金事務所お客様相談室へお問い合わせください。